

令和7年度第1回宇都宮市社会福祉審議会障がい者福祉専門分科会 会議録

■ 日 時

令和7年11月19日（水）午後1時30分～午後2時40分

■ 場 所

宇都宮市役所（地下1階） 災害対策本部室

■ 出席者

[委 員] 麦倉委員，佐々木委員，興野委員，福田委員，中澤委員，成島委員，
池本委員，安藤委員

※ 欠席者（見目委員，石原委員）

[事務局] 障がい福祉課

課長，課長補佐 ほか8名

子ども発達センター

副所長

■ 公開・非公開の別

公 開

■ 傍聴者

な し

■ 会議経過

1 開 会

2 議事

(1) 報告事項

第6次宇都宮市障がい者福祉プランの進捗状況について

《発言要旨》

委員

8月に開催した「障がいのある子の将来を考える講演会」は良かった。
来年度も引き続き，開催して欲しい。

委員

現場の感覚として，親なき後の問題のフェーズが変わったように感じている。
現状，親が高齢となり介護が難しい状況となっており，当初は5年から

10年後の課題を見据えた議論であったが、既に大変な状態になっていると感じる。サービスを利用しているから大丈夫ということではなく、ケアを積み重ねても救えなかった事例もある。

主たる介護者、支援者である親が年を重ね、親が入院または亡くなるという状況も発生している。

このようなことから、通所施設だけではどうにもならず、地域がどのように支えるかが重要な段階となっており、地域づくりを重点的にやらなければ支援が難しくなっていると思う。

居住支援のため地域生活支援部会を立ち上げたが、「地域づくり」という視点で考えると、部会の目的や構成を見直すべきではと思う。

委員

「地域づくり」という話が出たが、第二層協議体の活用等も考えるべきでは。障がい者に関する課題に加え、最近が高齢者の親子間での事件が発生するなど高齢者についても同様な課題がある。市としての考えは。

事務局

8月の講演会について好評をいただきありがたい。来年度以降も引き続き実施し、充実させていきたい。

委員ご指摘のとおり、現在、課題のフェーズが変わっており、本当の高齢化が進んでいるように思われる。また、高齢者や子どもは、民生委員や福祉協力員、敬老会や子ども会等により顔が見える関係を築くことができるが、障がい者については、地域において、障がい者の把握ができない上に、把握できても支援方法が分からないという声も聞いている。ご指摘のとおり、第二層協議体等により、顔の見える関係性を築き、本当の意味での地域共生社会を実現していかなければいけないと思う。

地域生活支援部会については、必要に応じて見直しを検討していく。

委員

講演会の開催情報が周りに情報が行き届いていない方がいたため、多くの方に情報が届くように、周知について配慮いただきたい。また、個人的な事情で予定が合わず参加できなかった方もいるため、動画配信により、各々のタイミングで視聴できる機会を作っていただきたい。

委員

今回は150名という定員だったが、より多くの方に聴講してもらうため、Zoomでの配信を行うとよいのでは。

また、資料に記載のある講演会参加者のアンケート結果の円グラフは、複数回答可としている場合には、100%積み上げ処理は適さないため、各質問項目について全回答者数に対する割合を示すグラフに修正いただきたい。

講演会の定員が150名とあるが、定員を超過した分は参加できなかったのか。

事務局

できるだけ多くの方が参加できるよう、定員を超過した分は、椅子のみの席を用意する等対応を行った。

委員

講演会については、時間を問わず視聴ができるよう YouTube 等による配信を行うとよいのでは。

事務局

来年度実施する際には、講師へ著作権について確認した上で、場所や時間を問わず視聴できるよう、ご指摘いただいた YouTube や Zoom 等の配信を検討する。

(2) 報告事項

第7期宇都宮市障がい福祉サービス計画・第3期宇都宮市障がい児福祉サービス計画の進捗状況について

委員

8ページの「人材確保に向けた支援」について、具体的には何を想定しているのか。

事務局

検討段階であるが、現場職員の資格取得に係る費用を支援することで、費用負担の軽減や、現場職員の質の向上を図る取り組みなどを想定している。

委員

6ページの「就労移行支援」の評価方法について、現在、「一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所が5割以上あるか」となっているが、これでは、どれだけの方が就労移行支援を利用し一般就労をしたかが見えない。

ある事業所は100%が一般就労し、ある事業所は0%であったなど、状況は様々あると思われるが、このように事業所数しか分からないという形は適切でないのでは。

また、13ページの施設入所者の削減数の評価について、令和6年度実績が削減数0人であるにも関わらずA評価であるというのは、適切ではないのでは。

減らすことを目標としているのだから、何名か削減しなければならない。評価方法としては、減らしたことを評価するという方法を取るのが妥当では。今から評価方法を見直すことは難しいと思うが、中身についてもう一度検討いただきたい。

委員

栃木県や宇都宮市は、高齢者や重度の方が多く、地域移行ができないケースが多いと聞いており、この施設入所者の削減数は参考数値的な考え方ではなかったか。

この評価基準は、国と同じものか。

事務局

サービス計画の評価基準は、概ね国が定めたものに準じている。

委員

そうであれば、国の基準に準じて判断する場合にはA評価とするが、市独自の評価として、実際は削減できなかったという課題についても捉えるべき。

また、高齢者と重度の方が入所を継続しているということ自体も改善するべきである。ある県では、そのような方をグループホームへ入所させるという方法を取っており、そのような方法を参考にするべき。

委員

施設においては、令和8年度から施設入所者に対する地域移行に関する意向確認が義務づけられることから、今まで以上に地域移行への取り組みが施設に対して求められる。このような取り組みにより、本人の希望に沿った地域生活の移行に向けた支援を行う予定である。

ただ、在宅生活が継続できない方の受け皿としての入所施設は重要であり、入所施設が動いていかないと、そのような方が利用できない状況になってしまう。

施設入所者数の削減とあるが、実際のニーズは増えている感覚はある。

だが、必要な地域移行は進めていくべきだと思う。

委員

入所者が亡くならないと退所できないという状況は解消するべき。例えば、5名入所し5名全員が死亡により退所した、という状況では意味がない。重要なのは、地域移行による退所であり、どのような理由により退所したのか、という点を評価するべきである。ゆくゆくは、施設入所者数を現在の368人から減らしていく方法を考えなければならない。

委員

東京都などでは、施設の建て替えに対する補助金を申請する場合、入所者を減らすことが補助の条件となっている。ある施設では、140人の定員を120人に削減した実績もある。この例のように地域移行ができないというわけではないが、入所継続のニーズ自体はなくならないと感じる。

委員

精神障がい者の場合は、地域移行がほとんど進んでいない。

病院と同じ敷地内のグループホームへ入所する場合もあるが、病院の施設への入所では、本来の地域移行とはいえない。難しい問題である。

委員

民生委員として、本日、認知症患者の徘徊模擬訓練を実施し、認知症の方がどのような場所に行く傾向があるか等の確認を南警察署と連携して行った。本会議をとおして感じたこととして、認知症の方に限らず、普段から様々な方にお声がけできるよう、範囲を広げたいと感じた。

精神障がい者を家族にもつ方の混乱も感じるところがあり、地域包括支援センター等とも連携し、より多くの方の目で支援体制を整えていきたいと思う。

委員

第6次障がい者福祉プランの進捗状況に関する資料の別紙1内「工賃向上等支援事業の充実」の平均工賃月額について、金額としては、一般的にどのような評価なのか。

事務局

まず、就労継続支援B型事業所での工賃の決め方は、各事業所において製品作成や役務、販売を行うことで収益を上げ、その収益から材料費等を引いた売り上げを、各事業所の仕組みに従って利用者に分配するという形である。

令和6年度実績の2万円強の工賃については、全国的にはやや上回っている状況だが、飛び抜けて高いわけではなく、あくまで平均的な金額である。

委員

健常者が一般的に就労し支給される賃金とは、違うものなのか。

事務局

その時の仕事量や単価に左右されるものである。

事業所ごとに時給を決め、出勤日数で工賃を決定する場合もある。

就労継続支援B型事業所においては、国の最低賃金は問わない。

委員

就労継続支援A型事業所の場合は契約を結ぶ必要があるが、就労継続支援B型事業所で支給する工賃は、国の最低賃金を問わず、この2万円強という金額が平均的な額である。年々、平均工賃月額は高くなっているところではあるが、現状はこのような金額である。

委員

就労継続支援B型事業所では、仕事内容などを踏まえるとこのような金額が妥当なのか。

委員

さらに賃金を上げたいという思いはあるが、年金に加え、この工賃で生活しているというのが現状。

委員

就労継続支援事業所には2種類あり、A型事業所は、一定の就労能力がある方が勤務するため国の最低賃金が適用されるが、B型事業所については、そのような能力に達しない方が作業をする場となるため、いわゆる内職程度の額となっている。

委員

A型事業所も働く時間が限られているため、平均月額は8万円程度である。

B型事業所については、働くことによって得る賃金のみならず、生活リズムを整えたり、勤務意欲の向上、働く喜びを味わうという状況が現状である。

3 その他

4 閉会